

有料職業紹介事業における返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻します。

入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 : 14 ― ユ ― 301461

事業所の名称 : 株式会社山田債権回収管理総合事務所

事業所の所在地 : 神奈川県横浜市西区北幸一丁目 11 番 15 号横浜 ST ビル 18 階